

件 名 教員の未配置を完全に解消するための抜本的な対策を求めることについて

要 旨

2024年度初めの未配置教員の数が196人、その内定数内の未配置の数が84人だった。そして、2025年度初めの未配置教員は96人、その内定数内未配置の数は18人と大きく改善した。毎年のように過去最悪の状況を更新していた状況から一定の改善が見られたことは大きな一歩である。しかし、これで未配置の問題が解決したわけではない。本来いるべき先生が一人でも足りないという困難を抱える子どもたちへの丁寧な支援や、教員の働き方改革にも大きなマイナスとなる。必要な教員が不足した下で、丁寧な教育、必要な支援が受けられなくなる子どもたちが最大の被害者である。今、小中学校の不登校やいじめ、暴力行為の件数が過去最悪の数字を更新している。不登校、いじめ対策は事態が発生してからではなく、未然に防ぐ手立てを強化する必要がある。いじめ、不登校を生まない千葉県教育の実現のためには一人一人の児童生徒へのきめ細かく丁寧な支援が必要である。未配置を解消し、いるべき先生をきちんと配置した上でさらに、加配教員を増やす必要がある。

未配置の解消が求められる中、県教育委員会は、2024年2月26日付で、「学校の実情に応じて36人から40人の学級編制をしても良い」旨の通達を市町村教育委員会に出した。通達を受けて2024年度、20校、26学年が35人を越える学級編制を行っている。そのため、1年生2年生で1クラス36人になっている学級がある。本来なら1クラス18人で1人1人に丁寧な教育を行う条件ができたはずである。1年生、2年生にこのような悪条件での教育を行うべきではない。担任以外の教員が必要であれば県が独自に加配すればよい。

未配置の解消のためには、採用者数を増やすと同時に講師の確保が大きな課題になるが、年間通じて学級担任、教科担任をやった教員には次年度の採用試験で特段の優遇措置を講じることで千葉県で講師をやる教員志望者は増えると考える。

以上の趣旨から、県の責任で法律（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に定められた教職員の未配置を完全に解消するための対策を講じるよう、次項について措置願いたい。

1. 文部科学省が認めている産休・育休の先読み加配を確実に活用して、年度初めからの産育休の未配置をなくすこと。
2. 県費採用枠で年度初めから、教員を確保し年度初めの未配置をなくすこと。
3. 千葉県で年間を通じて講師として働いた教員の採用試験で特段の優遇措置（面接だけで採用等）を講じること。
4. 小学校で1学級の人数を36人以上にしないこと。
5. 毎月1日時点での市町村別の未配置数を正確に公表すること。
6. 非常勤講師（会計年度任用職員）の待遇を東京都、神奈川県、埼玉県並みに改善すること。